

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和3年度定期監査（第2回工事監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年3月28日

千歳市監査委員 千葉英二

千歳市監査委員 松倉美加

課	指摘事項	講じた措置
水道局水道整備課	<p>【(3)市内水道管整備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工時に湧水が発生しており水替工が行われていたが、当該工事の設計書において水替費が計上されておらず、過小積算となっていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本指摘事項については、「設計担当職員の計上漏れ」及び「審査担当職員の確認漏れ」が主な要因であったことから、設計図書作成時に確認すべき事項をまとめたチェックリストを作成した。発注時及び設計変更時には、各担当職員が本チェックリストを基に再確認することを確認し、再発防止に努める。</li> </ul>

(担当：水道局経営管理課)